

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日:令和2年12月25日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和2年6月16日
	訪問調査日	令和2年10月5日
	評価結果の確定日	令和2年12月22日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	今津未来園	種別	幼保連携認定こども園		
事業所代表者名	園長 有田 奈苗	開設年月日	平成23年4月1日		
設置主体	社会福祉法人八葉会	定員	150人	利用人数	134人
所在地	〒729-0111 広島県福山市今津町6丁目2番5号				
電話番号	084-933-4222	FAX番号	084-939-5252		
ホームページアドレス	http://imadu-h.com				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後57日~)から5歳児の保育	毎月 : 避難訓練, 消火訓練, 身体測定, 誕生会
○ 延長保育(早朝, 夕方, 土曜)	入園式, 卒園式, 遠足, 夏祭り, 運動会, 保育参観,
○ 一時預り事業(一般型・幼稚園型)	季節行事, 和太鼓など
○ 子育て支援センター事業	地域の行事への参加(文化祭・運動会etc)
	防災パレード
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○保育室 10 室	○屋内遊戯室 1 箇所 ○ほふく室 2 箇所
○乳児室 1 室	○屋外遊戯室 1 箇所 ○事務室 1 箇所
○一時保育室 1 室	
○子育て支援室 1 室	○その他
○保健(医務)室 1 室	トイレ(7 箇所), 調理室(1 箇所), 調乳室(1 箇所) 沐浴室(3 箇所), 砂場(2 箇所), 足洗い場(2 箇所) プール(1 箇所)

職員の配置

職種	人数 (うち常勤の人数)	職種	人数 (うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	調理員	5人(2人)
副園長(副所長)	1人(1人)	学校薬剤師	1人(0人)
主幹保育教諭	1人(1人)	嘱託医	2人(0人)
保育教諭	29人(21人)	事務員	1人(0人)
保育補助	1人(0人)		人(人)

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

今津未来園は社会福祉法人八葉会が運営する3園の一つで、平成23年に市から移管を受け開設しています。平成28年に子育て支援棟を増設し、平成29年4月から幼保連携型認定子ども園へ移行されています。通常の教育保育の他、延長、一時預かり、地域子育て支援拠点事業を展開し、園児に限らず地域の子育て支援を積極的に行われています。

感染症対策として、職員や園児に限らず、来園者にもマスク着用と来園時の検温、手指消毒を徹底されました。

環境については、子どもの活動が豊かに展開されるよう、園の設備や環境を整え、保育室は温かな親しみと寛ぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮されていることが窺えました。

また、質の高い保育を展開するため、組織的に研修機会が確保され、職員がそれぞれに必要な研修等に計画的に参加することができるように環境を整えるなど、職員一人ひとりの資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努力されています。

自己点検と課題解決への挑戦を繰り返しながら成長を続けている園と言えます。また、理事長の「評価をここで止めず、明日に活かす」という意欲を高める言葉も印象的でした。

◎特に評価の高い点

(1)職員の質の向上に向けた具体的な取り組みの一つとして、福祉サービス第三者評価を計画的に活用されています。第三者評価は今回で4回目の受審となり、今回も全職員が第三者評価に関わるよう複数のグループに分かれ、グループリーダーを中心に各評価項目を検証されていました。また、訪問当日も多くの職員が項目のヒヤリングに同席し、自分の意見を述べ、評価調査者からの質問にも誠実に応えられていました。評価で明らかとなった課題も現場職員が中心となって取り組み、目に見える成果が職員の自信と仲間への信頼関係に繋がっていることが窺え、極めて高い意識を持った職員集団と言えます。(管理運営編_3(2)No.25 質の向上に向けた組織的な取り組み)

(2)法人全体の中期事業計画は、それぞれの園の社会・地域・園(所)の状況を把握・分析し、明確なビジョンを持って策定されています。また、具体的な目標や行動計画を事業計画だけでなく、全体的な保育計画や指導計画に反映させるなど、実践的で質の高い仕組みが構築されていました。(管理運営編_1(2)No.3 中・長期なビジョンと計画の明確化)

(3)保育室の一角に、子どもが一人でも落ち着いて過ごせる空間をつくるなど、子どもの視点に立った工夫が随所に見られました。子どもが自発的に活動できるよう、自由に好きな遊び道具や素材等を取り出せるように子どもの目線に合わせた配置づくりにも工夫されていました。(サービス編_2(3)No.16・17 設備・保育環境)

◎特に改善を求められる点

(1)園内の清掃を毎日実施し、清潔な状態が保たれていましたが、清掃者とその点検者の定めがなく、これら日々の記録簿がないとのことでした。今後は、毎日の実施状況や担当・点検者を記録等で見える化させ、必要に応じて指摘・指導できる体制に取り組みられることを期待します。(管理運営編_2(4)No.15 環境衛生)

(2)体調の悪い職員の交代基準を入園のしおりに沿って対応することは明確化されていません。前回の受審時に改善点となった項目であり、園としても課題として捉えられています。保育体制を充実させる意味からも、判断基準を就業規則などに明文化するなどし、職員全体で周知されることを期待します。(サービス編_4(1)No.29 食中毒・感染症対策)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回で4度目の受審になりますが、今回は職種・年齢など統一しないグループで評価を進めていきました。1つ1つの評価項目で、お互いの視点の違いもありましたが、個々の思いを話し合うことで、職員が子どもの視点にたって保育をしていく大切さを感じました。

これからも職員が共通意識を持って行動し、個々の頑張りを認めながら力が発揮できる環境を作っていきます。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	法人としての理念・基本方針が明文化されており、職員室に掲示し職員への周知に努められています。年度初めには、新規採用職員を含め、全職員を対象にした理念研修を実施されています。ホームページや入園のしおり、パンフレット等は保護者や地域など、広く周知されています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	法人として中・長期的なビジョンを持ち、4か年の中期事業計画を策定されています。計画期間(平成29年度～令和2年度)の満了時期となる本年度は、中期計画の振り返りを含めた「中期事業計画シート」を作成し、法人の事業戦略から各園の課題解決に向けた取り組みやアクションを可視化させ、「事業が今後どのような方向に進むのか」などを職員全体で認識共有されています。また、年度毎の事業所計画では、地域の保育ニーズや前年度の振り返りの内容を踏まえ、経営会議や理事会で合議し、検討されています。事業計画をマニュアル化し、職員がいつでも閲覧できる状態にし、全職員の周知に努められています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	事務分掌を定め、園長自らの役割と責任について明確にされています。園長は、さまざまな研修や勉強会に参加し、遵守すべき法令等を学び、職員に伝えられています。また、法人が運営する3園の園長が定期的集まり、人事、労務、財務等の情報交換を行い、経営や業務の効率化と改善に役立てられています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	地域の会合に参加したり、子育て支援に関する事業として実施するサークルや保育・給食体験、クッキングなどを通して、地域の子育てニーズの把握に努めておられます。法人が運営する3つの園のリーダー層を中心とする経営会議や内部監査を実施し、経営状況や改善すべき課題について協議されています。必要に応じて社会保険労務士による助言・指導を受けています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	法人として、必要な人材確保や職員体制に関する基本的な考え方や方針を明確に持たれています。新任職員が習得すべき事項がマニュアル化され、年度始めに新人研修を行い、適宜指導されています。人事考課制度の運用により、職員一人ひとりが「個人計画書」を作成し、達成すべき目標を設定し、それらを基に職員一人ひとりの年間研修計画を立てるなど、法人全体で職員の育成に力を入れて取り組まれています。外部研修にも積極的に参加し、広島県が行う「広島県保育士等キャリアアップ研修」に複数の職員が受講されています。研修を受講した職員は、報告書の作成とともに研修内容を職員会議で報告されています。職員の就業状況を定期的にチェックし、有給休暇の消化率や時間外労働の状況等を把握されています。休暇希望の事前調査を行い、有給休暇の取得やシフト調整など、職員の希望等に配慮しながら実行されています。実習生の受け入れに積極的で、マニュアルの整備を行うとともに、主幹保育士を中心に説明等も丁寧に行われています。実習評価は職員会議で協議し、適切な評価に努められています。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	災害時避難や不審者対応、SIDS(乳幼児突然死症候群)、ケガ対応、AEDなどの各種マニュアルを整備し、子どもの安全確保のための体制を整備されています。毎月、屋根や柱、照明器具、備品、遊具、各保育室の設備などの安全点検を実施し、事故防止に努めておられます。インシデントレポートマニュアルを作成し、怪我や事故につながる可能性について記録に残し、職員会議でその問題点の分析を行い、再発防止のための改善策を検討されています。

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価：NO. 14-15	<p>男子園児の小便用トイレや創造活動等の部屋を新たに設けたり、自由に活動できるよう園庭、保育室、絵本部屋、遊戯室など園内のレイアウトを変更しながら広々としたスペースを確保できるように努力されています。洗面所やトイレ等は、各保育室から利用しやすい場所に設置されています。日常的に利用する保育室や廊下、トイレは拭き掃除をされています。また、清掃管理・安全点検責任者を決め、チェック表を活用した点検を定期的を実施するなど、担当職員のみではなく、他の職員など複数の目で確認されています。</p> <p>◎園内の清掃を毎日実施し、清潔な状態が保たれていましたが、清掃者とその点検者の定めがなく、これらの日々の記録簿がないとのことでした。今後は、毎日の実施状況や担当・点検者を記録等で見える化させ、必要に応じて指摘・指導できる体制に取り組まれることを期待します。</p>
	(5)地域との連携 自己評価：NO. 16	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度は地域との交流機会が少ないですが、例年では、町内や敬老会などの行事に参加し、地域住民と交流されています。また、福山大学薬学部のコミュニケーション交流学习の受け入れ協力をされています。ボランティアの受け入れに関するマニュアルや活動するにあたっての保育や給食、地域等、分野ごとにボランティアの手引きを作成しており、職員だけではなく、ボランティアに対しても必要な情報等を確実に伝えられるように工夫されています。</p>
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	<p>地域内の会合等に積極的に参加されています。各種の種別協議会や研修会、所長会に参加し、意見や意向を伝えておられます。外部研修に積極的に参加し、制度に関する情報や意見を収集し、運営に反映するとともに、外に向けて情報発信されています。財務諸表については、ホームページに掲載し、開示の請求があった場合に速やかに対応できるよう、開示請求書を作成されています。</p>
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	<p>子ども自身がいきいきと自分を表現でき、自分で考え、進んで行動できる保育の実践に取り組むことを基本方針に掲げています。</p> <p>主担会や職員会議で、各クラスの子どもの状況について情報交換し、一人ひとりの特性に応じた保育方針を検討されています。</p> <p>意見や苦情などはメールでも受け付けたり、行事後に保護者アンケート調査を実施するなど、相談や意見が言いやすい環境を整えておられます。得られた意見や要望は、園だよりやホームページで保護者にフィードバックされています。苦情解決のしくみとして、第三者委員は、地域の公民館館長や民生委員・児童委員に依頼しており、解決の方法や受付、解決のための話し合いについて分かりやすく保護者に説明されています。</p> <p>プライバシー保護に関する規程を整備し、個人情報の取り扱い等について入園のしおりに記載し、人権やプライバシーの遵守、守秘義務について説明されています。</p>
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	<p>第三者評価の受審を人材育成の一環として捉えられ、中期計画に継続的受審を位置づけられています。また、第三者評価受審に関するマニュアルを整備し、法人内での取り組み方針や方法を明確にされています。職員全員で自己評価に取り組み、法人運営について理解を深めたり、自分たちの保育の振り返りとして活用されています。日々の保育を円滑に進めるための各種マニュアルを整備し、職員に周知徹底されています。子ども一人ひとりに関する状況を職員会議で情報共有し、その都度、記録に残されています。</p>
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	<p>パンフレットやホームページ、入・退園のしおり等を作成されており、分かりやすい言葉で表現することや絵や図を用いることで、必要な情報を分かりやすく伝える工夫を行っておられます。毎月、園だよりと給食だより、各クラスだよりを発行し、園やクラスでの活動や行事のお知らせ、月ごとの保育目標を伝えておられます。</p>

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 事業所運営体制の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	<p>主担会と職員会議をそれぞれ週1回実施し、会議に参加できない職員には会議録の回覧で確認する仕組みを確立されています。職員が抱えている課題について指導助言を行う仕組みとして、メンター制度を取り入れ、日頃の保育での困り事や疑問などを気軽に相談できる体制を整えられています。また、必要に応じて保健師などの専門職から助言を受けられています。</p> <p>子どもに関する情報を記録するための統一した様式を作成されており、職員はマニュアルの確認や先輩職員に指導を受けながら統一した書き方を心がけられています。</p>
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	<p>年度毎の教育・保育の全体的な計画のねらいや内容は、発達過程や年齢、個人差を踏まえた内容となるよう配慮されています。全体的な計画を基に、具体的な保育が適切に展開できるよう、子どもの生活や発達を見通した年間指導計画と、それに関連した、より具体的な子どもの日々の生活に即した月間指導計画が作成されています。年齢に応じた食育活動や菜園活動、和太鼓などの特色ある保育が提供されています。</p> <p>異年齢児保育や地域の高齢者との交流など、幅広い年代の人との交流を通じて、お互いの存在を理解しあえるよう取り組まれています。</p> <p>外国籍や帰国子女など、異なる文化をもつ子どもたちの気持ちに寄り添い、外国籍等の子ども・保護者が安心して過ごせるよう、母国語による資料提供など工夫されています。</p>
	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	<p>登園時に保護者から健康状態の聞き取りを行い、職員全体で共有が必要な情報は、ミーティング簿や会議で周知されています。</p> <p>食事は、食育年間計画を立て、食事やクッキングなどの食育活動を積極的に取り入れておられます。4・5歳児クラスは、食材や食事が作られる過程に興味をもち、作る・食べる・後片付けを理解するといった食育目標を立てられています。また、農協の協力を得て、苗植えから収穫まで一連の流れを学び、育てることの喜びや食材に興味を持てるよう取り組まれています。</p> <p>アレルギー疾患のある園児には、食物アレルギー指示書や除去食依頼書を家族に提出してもらっています。アレルギー疾患により、除去食が必要な子どもの気持ちに配慮し、代替食を提供されています。食器に名前を書いたり、色のついたトレーや器を使用するなど、調理員と職員が確認できる仕組みをつくり、取り間違えないよう徹底されています。</p> <p>本年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から給食試食会は実施されていませんが、通常は年1回開催されています。</p>
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	<p>各クラスに温度・湿度計を設置し、子どもたちが常に心地よく過ごせるように調整しながら空間の確保に取り組まれています。夏場は、1日3回暑さ指数を測り、園内放送で職員に知らせるとともに、保護者とも共有できるようにホワイトボードに記入されています。子どもたちが使う物は殺菌庫で消毒し、用具等の衛生管理に努められています。</p> <p>乳児室は、「寝る・食べる・遊ぶ」のスペースを家具の配置を工夫して分け、1日の生活に連動性が持てる環境が創られていました。</p> <p>園庭や近くの公園でのびのびと遊べる環境をつくり、木々や草花などの自然物に触れながら、季節の移り変わりが感じられるよう工夫されています。</p> <p>また、保育室の一角に、子どもが一人でも落ち着いて過ごせる空間をつくるなど、子どもの視点に立った工夫が随所に見られました。子どもが自発的に活動できるよう、自由に好きな遊び道具や素材等を取り出せるように子どもの目線に合わせた配置づくりにも工夫されていました。</p>

<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(4)保育内容 自己評価：NO. 18-23</p>	<p>年長児は、公共交通機関を利用して園外に出る機会を設け、公共の場を使う時の約束ごとを学び、成長できるように取り組まれています。また、交通安全指導年間計画を立て、園内及び園外、学びを通して、子どもの年齢に応じて交通ルールを守ることの大切さを伝えておられます。</p> <p>表現活動では、リトミック(音楽のリズムに合わせて体を動かし、表現すること)などリズム遊びを通して身体を動かしながら表現する楽しさを提供されています。さらに、季節に合った遊びができるよう、氷・水・色・寒天など指先を使い変化や感触を楽しむ遊びを取り入れられています。</p> <p>異年齢の子どもが一緒に過ごせるよう配慮されており、子ども同士の関わりのなかで、お互いの存在や気持ちに気づいたり、協力し合ったりし、遊びや生活を通して人間関係が育つよう働きかけておられます。乳児は、SID S(乳幼児突然死症候群)マニュアルに沿って、15分毎にチェックし、内容を記録されています。長時間保育を受ける子どもには、18時に軽食(おやつ)を提供されています。各クラスで申し送り簿を設置し、延長担当者に適切に引き継ぎが行えるよう、子どもの様子や出来事などを情報共有されています。</p>
<p>3 子育て支援</p>	<p>(1)保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28</p>	<p>毎月、クラスだよりと園だよりを保護者に配布し、保育や行事についての情報を発信されています。職員は、送迎時や連絡ノートで日中の様子などを伝えておられます。入園前に保護者と話す場を設けたり、定期的開催する保育参観や年2回の懇談会で保護者と家庭の悩みや保育について意見交換する機会を設けておられます。また、懇談会以外にも必要に応じて面談を実施されています。新型コロナウイルスの感染予防で、登園を自粛していた子どもには、週1回は連絡を取り、様子を伺いながら相談にも応じられていました。日々の保育で、虐待等の兆候を見落とさず、すぐに報告し合うように周知徹底されています。さらに、不適切な養育の可能性があると判断した場合は、園全体で情報を共有し、虐待マニュアルに沿って迅速に対応されています。必要に応じて、市や地域の保健師、民生委員・児童委員等と連携を図り対応されています。</p>
<p>4 子どもの安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31</p>	<p>食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策を徹底されています。食中毒情報の発令や感染症の発生があった場合は、掲示板や保健だよりで保護者等に対して啓発されています。また、子どもには絵本を通じて感染症等予防に関する教育が行われています。毎月の避難訓練は、火災・地震など、様々な災害を想定し、計画的に実施されています。また、年2～3回、不審者侵入対応訓練も実施されています。</p> <p>職員の健康チェックは朝のミーティングで実施されています。体調の悪い職員の交代基準は入園のしおりに沿って、子どもと同様の対応をされています。</p> <p>◎体調の悪い職員の交代基準を入園のしおりに沿って対応することは明確化されていません。前回の受審時に改善点となった項目であり、園としても課題として捉えられています。保育体制を充実させる意味からも、判断基準を就業規則などに明文化するなどし、職員全体で周知されることを期待します。</p>
<p>5 地域との関わり</p>	<p>(1)関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34</p>	<p>障害や発達上の課題が見られる子どもの保護者には、個人面談で園での様子を丁寧に説明するとともに、専門機関と連携を図りながら指導・助言を受けられる体制を整えておられます。敷地内にある「すくすく広場」では、地域の子育て家庭に園庭開放やサークル等を定期的実施されています。現在は、新型コロナウイルス感染対策で利用定員を減らして対応されていますが、なるべく多くの人に利用してもらえるよう開催内容等にも工夫しながら地域の子育てニーズに応え、気軽に立ち寄れる場所を提供されています。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	B	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	B	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	C	C	○

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営体制の基本

(1)サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1)発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2)健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3)保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	B	○
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	